熊谷市立妻沼東小学校スクールバス運行業務委託

公募型プロポーザル競争実施要領

１　目的

本要領は、「熊谷市立妻沼東小学校スクールバス運行業務委託」を実施するに当たり、当該業務等の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル競争の必要な事項を定める。

２　業務等の概要

⑴　名称

熊谷市立妻沼東小学校スクールバス運行業務委託

⑵　目的

令和９年４月開校の熊谷市立妻沼東小学校の児童のうち、秦地域の児童を対象とした登下校用スクールバスを運行することにより、対象児童の通学における安全の向上を図ることを目的とする。

⑶　内容

別紙「熊谷市立妻沼東小学校スクールバス運行計画」のとおり

⑷　運行業務委託期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までの開校日（土・日曜日、祝日、夏期・冬期・春期休みの登校日も含む）。

３　予算額

運行業務委託期間内の経費の上限は、次のとおりとする。

１８４，０００千円（消費税及び地方消費税を含む。）（債務負担行為限度額）

４　実施方式

公募型

５　参加資格

プロポーザル競争に参加できる者は、公告から契約候補者の選定までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

⑴　熊谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成１８年規則第８１号）又は、熊谷市物品売買等競争入札参加者の資格等に関する

規則（平成１８年規則第８２号）に基づく資格者名簿に登載されていること。

⑵　熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成１７年訓令第６２号）又は熊谷市物品の買入れ等の契約に関する入札参加停止等措置要綱（平成１９年訓令第５０号）による措置を受けていないこと。

⑶　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項の規定に該当しないこと。

⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑸　次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑹　国土交通大臣から道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第２号に規定する特定旅客自動車運送事業の許可を既に有するか、運行に向け、特定旅客自動車運送事業の許可の取得が確実であること。

⑺　上記⑴の規定にかかわらず、プロポーザル競争の実施に必要と判断される場合において、資格者名簿に未登載の者に対し、次に掲げる書類を提出させる等の方法により審査を行い、適当と認められるときは、当該プロポーザル競争に参加させることができる。

ア　概要書（参考様式１）
イ　使用印鑑届（参考様式２）
ウ　履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）
エ　財務諸表
オ　法人にあっては、直近年度の法人市民税（市内業者の場合）、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
カ　業務経歴書

６　提案内容

⑴　職員体制　当該業務を安全に運行するため、以下の内容について記載すること。

バス乗務員人員体制、運行管理体制、整備管理体制、健康管理体制、日常の安全管理、運転手への研修制度

⑵　車両

ア　当該業務で使用する予定車両の仕様
イ　車両の点検・整備、安全装置、予備車両の確保体制

⑶　運行ダイヤ・ルート

市が指定する乗降場所及び登校パターンを参考に、児童及び保護者の時間等の負担が少ない運行ダイヤ・ルートを提案すること。

なお、別紙１の妻沼東小学校登下校パターンでそれぞれ一番日数の多いパターンを参照し、登校及び下校の運行ダイヤ及びルートをそれぞれ提案すること。

⑷　安全対策　児童が安全に登下校するための運行方法及び人員体制
⑸　人員確認　登下校時の児童の人員確認方法
⑹　連絡体制　学校との連絡方法
⑺　緊急時の対応

ア　事故（故障）・急病人の発生・災害緊急時の体制確保及び対応方法
イ　緊急時の連絡体制と手段、交代運転手及び代替車両の確保状況等

７　質問及び回答

⑴　質問方法

質問がある場合は、質問書（様式８）に質問事項を記載の上、下記へＦＡＸ又は電子メールにより提出する。

※　ＦＡＸ、電子メール送信後、必ず教育総務課に電話し着信を確認すること。

※　電話又は口頭による質問は受け付けない。

⑵　質問期限　令和８年５月２０日（水）１７時まで
　　提出先　　熊谷市教育委員会教育総務課
　　ＦＡＸ　　０４８－５２５－９３３０
　　電子メール　kyoikusomu アットマーク city.kumagaya.lg.jp
　　※　“アットマーク”部分は「@」に置き換えてください。
⑶　回答方法　質問及び回答については市ホームページに掲載する。
⑷　回答日　　令和８年５月２５日（月）

８　申請手続

⑴　申請団体

申請は、法人その他の団体とする。また、複数の法人等でグループを構成して申請することができる。個人は申請できない。

複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項について留意すること。

ア　代表団体を選出し、市とのやり取りについては、代表団体が行うこと。

イ　グループには適切な名称を付け、その名称で申請すること。ただし、申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。

ウ　次の⑵の提出書類中、②・③・④については、参加者それぞれについて提出すること。

※　グループの例として、バス運行会社が協力してスクールバス運営に参加する形態が考えられる。

エ　１申請者１提案

申請については、１申請者につき１提案とする。

※１　当該グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独での申請は不可とする。

※２　構成員のいずれかが、上記「５　参加資格」に掲げる要件を満たしていない場合は指定を受けられない。

⑵　一次審査の提出方法

ア　プロポーザル競争に参加を希望する者は、提出期限までに次の書類を提出する。

①　参加申込書	（様式１）	１部
②　会社概要書	（様式２）	８部
③　運行管理体制等に関する調書	（様式３）	８部
④　財務諸表		８部
⑤　グループによる申請について	（様式４）	１部

※　⑤はグループによる申請の場合のみ提出すること。また、「グルー

プの協定書又はこれに準ずる書類」（様式は任意）を添付すること。

イ　提出期限　令和８年５月２９日（金）１７時まで

ウ　提出先　　熊谷市教育委員会教育総務課

住　所　　〒３６０－８６０１　熊谷市宮町二丁目４７番地１

電　話　　０４８－５２４－１６５１

エ　提出方法　持参又は郵送により提出すること。

※　郵送による場合は、提出期限までに提出先に必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。なお、郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

⑶　二次審査の提出方法

ア　二次審査対象となったものは、提出期限までに表紙（様式５）を添付し、次の書類を提出する。

①　企画提案書　（様式６）

②　運行経費見積書　（様式７）

イ　提出期限　令和８年６月１２日（金）１７時まで

ウ　提出先　　熊谷市教育委員会教育総務課

住　所　　〒３６０－８６０１　熊谷市宮町二丁目４７番地１

電　話　　０４８－５２４－１６５１

エ　提出部数　８部（正本１部、副本７部）

オ　提出方法　持参又は郵送により提出すること。

※　郵送による場合は、提出期限までに提出先に必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法による。なお、郵便事故等については、市は一切の責任を負わないものとする。

９　審査概要

本要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書について、以下の方法により熊谷市立妻沼東小学校スクールバス運行業務委託プロポーザル審査委員会が審査を行う。

⑴　一次審査

ア　審査方法

一次審査のため提出された参加申込書、会社概要書、運行管理体制等に関する調書及び財務諸表（※グループによる申請の場合は「グループによる申請について」も含む）について、教育総務課において書面審査し、二次審査対象を選出する。

イ　通知

書面審査で二次審査対象として選出された者に「二次審査に関する通

知」を行う。

一次審査で各条件を満たしていなかった者及び二次審査対象に選出されなかった者については、その旨を書面にて通知する。

⑵　二次審査

本要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、以下の方法により熊谷市立妻沼東小学校スクールバス運行業務委託プロポーザル審査委員会が審査を行う。

ア　審査方法

（ア）　日　　時　令和８年６月２３日（火）（予定）
（詳細は別途通知する。）

（イ）　場　　所　熊谷市役所６０３会議室（予定）

（ウ）　順　　序　提案書の提出順とする。

（エ）　所要時間

１者当たりの説明は、プレゼンテーション２０分、質疑応答１０分程度とする。

（オ）　内　　容

提案書の内容について説明を行い、審査委員会委員が行う質問に回答する。

（カ）　その他

・　特別な理由がなく開始時間に遅れた場合は失格とする。
・　パソコン等は提案者が用意すること。なお、スクリーン及びプロジェクターは教育総務課が用意する。

イ　選定方法

（ア）　評価区分

評価項目ごとの配点を別表のとおりとする。なお、各審査委員会委員は、評価採点基準項目ごとに、各提案に対し点数を付す。

（イ）　評価点数の集計方法及び選定方法

①　審査委員会委員の各人の評価点数は、委員長及び副委員長を含めて均一とし、別表のとおりとする。

②　①による各委員の評価点数を提案者ごとに単純集計した合計点により順位を決定する。

なお、契約候補者となることができる最低基準点は満点の６割とし、最低基準点を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。ただし、１者又は１グループのみの応募の場合は、配点表の合計点から提案価格点を除いた点数の６割とする。

③　合計点で最高点を得た者を契約候補者として選定する。

なお、最高点を得た者が２者以上ある場合は、「⑵業務提案」の点数の最も高い者を契約候補者とする（※⑵業務提案の点数が同点の場合は、提案価格が低いものを契約候補者とする。更に同額の場合、くじ引きとする。）。

最高点に続く合計点を得た者を次点候補者、第３位の合計点を得た者を第３候補者とする（同点の場合は※と同様）。

ウ　プロポーザルの参加資格が無効となる場合

提出書類に虚偽の記載があった場合、参加資格を無効とし、評価採点の対象としない。

別表：評価項目及び配点（審査委員会委員１人当たり）

評　価　項　目		配点
⑴業務遂行体制	ア　理解度	５点
	イ　実施体制	５点
	ウ　不測の事態等への対応	５点
	エ　実績	５点
⑵業務提案	ア　スクールバス	10 点
	イ　的確性	10 点
⑶提案価格 （最低提案価格／提案価格）×10 点 ※小数点以下第２位を四捨五入		10 点
合　　計		50 点

１０　選定結果

⑴　通知方法　全提案者に対して文書により通知する。

⑵　通知時期　令和８年７月７日（火）（予定）

⑶　選定結果の公表

選定過程の透明性を確保するため、次の事項を市ホームページにおいて公表する。

なお、選定されなかった提案者が１者であった場合は、当該提案者の評価点は公表しない。

ア　契約候補者の名称

イ　全提案者の名称　※申込順

ウ　全提案者の評価点　※得点順

エ　契約候補者の選定理由

オ　熊谷市立妻沼東小学校スクールバス運行業務委託プロポーザル審査委員会委員の氏名及び選任理由

１１　契約締結

選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約を締結する。なお、この場合、契約候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

契約候補者との協議が不成立となった場合は、次点候補者と同様の協議を行うものとする。

なお、次点候補者との交渉も不調に終わった場合は、さらに第３候補者と同様の協議を行うものとするが、それでも交渉が整わない場合は、選定をやり直すこととする。

１２　提出書類の取扱い

⑴　提出された全ての書類は、返却しない。

⑵　提出後の追加、修正及び削除は認めない。

⑶　提出された企画提案書は、提出した者に無断でプロポーザル競争に係る事務以外には利用しない。

⑷　提出された企画提案書は、プロポーザル競争に係る事務に必要な範囲において、複製を行うことがある。

⑸　市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることができる。

１３　情報公開及び提供

市は、企画提案書等について、熊谷市情報公開条例（平成１７年条例第１０号）の規定による請求に基づき、第三者に公開できるものとする。

ただし、企画提案者の正当な利益を害すると認められる情報は、非開示とな

る場合があり、プロポーザル競争の契約候補者選定に影響を及ぼす恐れがある情報は、選定後の公開とする。

１４　その他

⑴　言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　費用負担

書類作成及び提出に係る費用等、必要な経費は全て提出者の負担とする。また、やむを得ない理由によりプロポーザル競争を中止とする場合、プロポーザル競争に要した費用については市に請求できないものとする。

⑶　参加辞退の場合

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、辞退届（様式９）を速やかに熊谷市教育委員会教育総務課あてに提出するものとする。

⑷　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア　参加資格要件を満たしていない場合

イ　提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ　実施要領等で示している提出期限、提出先、提出方法、書類作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ　見積書の金額が「３　予算額」を超過した場合

⑸　知的創造物についての権利等

企画提案書等の著作権及び産業財産権は、提案者に帰属するものとする。

ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書について、市は提案者の許諾を得た上で、特段の対価なく使用できるものとする。

また、企画提案書等において第三者の著作権及び産業財産権の対象となっているものを使用したことにより生じた責任は、提案者が負うものとする。

１５　日程

令和８年４月３０日（木）実施公告及び参加申込開始
５月２０日（水）質問締切
５月２５日（月）質問に対する回答
５月２９日（金）参加申込、一次審査提出書類締切
６月　４日（木）一次審査決定通知

６月１２日（金）二次審査提出書類締切
６月２３日（火）プレゼンテーション審査
６月３０日（火）選定委員会への報告
７月　７日（火）選定結果通知

１６　問合せ先

熊谷市教育委員会教育総務課　担当　新井
住所：〒３６０－８６０１　熊谷市宮町二丁目４７番地１
電話：０４８－５２４－１６５１
ＦＡＸ：０４８－５２５－９３３０
電子メール　kyoikusomu アットマーク　city.kumagaya.lg.jp
※アットマーク部分は「@」に置き換えてください。